

6 商品デザインや商品名へのただ乗り行為に対する保護制度（不正競争防止法）

1. 不正競争防止法とは？

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争を維持することを目的として、有名ブランドのロゴの不正使用や、ヒット商品のデッドコピー等の不正な競争（いわゆる“ただ乗り”、“模倣”）を防止するとともに、不正競争に関わる損害賠償に関する措置等を講じることによって、国民経済の健全な発展をめざした法律です。

不正競争防止法ではいくつかの「不正競争」行為を挙げてルールを定めています。

① 周知表示混同惹起行為

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為のことで、

※ 法律では、「需要者の間に広く認識されている」ことを「周知」としています。

ここでいう「需要者」とは、一般消費者に限らず、すべての取引段階にある取引業者も含まれ、「広く認識」とは、全国的に知られている必要はなく「一地方」で知られていれば十分です。

② 著名表示冒用行為

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為のことで、

需要者に混同を生じさせるか否かに拘わらず、著名表示の使用は禁止されます。

※「著名」とは、全国的に広く知られていることが必要です。

例えば、有名企業グループの名称やマーク、世界的にも有名なブランド等があります。

③ 形態模倣行為

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為のことで、

コピー商品の形態が同一（デッドコピー）である場合はもちろん、オリジナル商品にわずかな改変が加えられただけであり、両者が実質的に同一といえる場合も含まれます。

※「形態」とは、商品の外部及び内部の形状、模様、色彩、光沢、質感をいいます。

規制対象の期間は、オリジナルの商品が最初に販売されてから3年以内に限るとされています。

【表6.1】 類型毎の裁判事例

真正品	類似品	真正品	類似品	真正品	類似品
					
東京地判平20.12.26		大阪地判平11.9.16		東京地判平10.2.25	

① 周知表示混同惹起行為

② 著名表示冒用行為

③ 形態模倣行為

その他に、営業秘密の侵害や、商品・サービスの原産地や品質等の誤認惹起表示、そして、国際約束に基づく禁止行為（外国国旗や紋章等の不正使用）なども定められています。